

●大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第7条第4項に基づく報告

報告内容	項番	団体名	報告日	概要	総務局長の意見	
					理由	
新たな「出資(増資)」 〔※ただし、出資比率は変更なし〕	1	(地独) 天王寺動物園	R5.7.27	本件団体に現物出資（建物）を行った。（出資比率は100%のため変更なし） ア 内容 建物の現物出資（増資） イ 出資する建物（以下「本件建物」という。） 展示場・散舎 所在：大阪市天王寺区茶臼山町1番地1 延床面積：734.21㎡ 持分：100 ウ 出資額等 1,160,000,000円（評価額） ※本市出資総額：5,491,662,000円 ※出資比率：変更前：100% 変更後：100% エ 出資日 令和5年7月25日 ・経過 本件団体の運営する天王寺動物園は、大正4年の開園後、本市直営で運営してきたものであるが、平成28年10月に策定した「天王寺動物園101計画」に基づき、本市としてあらためて持続可能な動物園運営を行うに当たって望ましい経営形態を検討した結果、最適な経営形態である地方独立行政法人への移行が決定し、令和3年4月に本件団体である地方独立行政法人天王寺動物園が設立された。 同園の施設整備については、経営形態移行前より「天王寺動物園101計画」内に設定された施設整備計画に基づき取り組んでおり、経営形態移行後は、本市が引き続き整備し完了させるものと、本件団体が地方独立行政法人天王寺動物園施設整備費補助金の交付を受けて整備を進めるものがあり、本市による整備は、本件建物をもって終了となる。 本件建物の整備は、「海洋動物と遭遇する「地球横断の旅」を通じ、地球規模の海の問題を知る」をコンセプトに行ってきたもので、躍動感あふれるペンギンやアシカが自由に泳ぎ回る海洋景観を展開しており、動物が主役（動物が居心地よく暮らせ、繁殖を推進できる）であることはもちろん、保全や環境問題などについて考えてもらうきっかけとなる、教育的効果も併せ持つ施設である。 以上のとおり、本件建物は「天王寺動物園101計画」における施設整備計画に基づく生態的展示施設であることから、経営形態の移行前より本市が整備を進め、令和5年1月に完成し、同年3月に不動産鑑定によって評価額が確定したものである。 地方独立行政法人は、地方独立行政法人法第6条第1項において「その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない」とされていることから、本市は本件団体の設立時に、設立団体の責務として天王寺動物園における全ての建物を現物出資しており、本件についても、設立団体として本件団体の財産的基礎を確保するため、市会の議決及び総務大臣の認可を経て、本件団体に対し現物出資（増資）を行ったものである。	なし	本件建物は、本市が平成28年10月に策定した「天王寺動物園101計画」における施設整備計画に基づき建築された生態的展示施設であり、今回の報告事項である本市の関与の内容の変更としての出資は、地方独立行政法人法第6条第1項における地方独立行政法人の業務を確実に実施するための財産的基礎を確保する目的で、市会の議決及び総務大臣の認可を受けて実施されたものであり、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第3条第2項の規定の趣旨に則ったものと認められるため。